第十八条に次の一項を加える。

3　令第六十一条第六項第十一号イ(2)及びロ(2)に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、同号イ(2)又はロ(2)の他の調整対象通算法人の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）の同号に規定する修正帳簿価額（当該他の調整対象通算法人が同条第二項第二号の分割型分割又は同項第三号の株式分配の直前の時において同条第六項第十一号イ(2)又はロ(2)の当該調整対象通算法人の株式を有する場合には、当該株式に係る同号イ(2)及びロ(2)に定める金額をないものとして計算した同号に規定する修正帳簿価額）に相当する金額とする。

第四十七条第一項中「第八十四条」を「第八十四条の二」に、「ホまで」を「へまで」に、「基礎及び」を「基礎並びに」に改め、「第二十一号まで」の下に「及び第二十四号」を加え、同条第二項中「第八十四条」を「第八十四条の二」に、「ホまで」を「へまで」に改め、同条第三項第十五号中「第六十五条第一項（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）」を削り、同項第二十一号中「控除対象扶養親族の」を「控除対象扶養親族又は法第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族（以下この号において「特定親族」という。）の」に、「当該控除対象扶養親族」及び「その者」を「これらの者」に、「第二百六十二条第四項」を「第二百六十二条第四項各号列記以外の部分」に、「国外居住扶養親族」を「国外居住扶養親族等」に、「控除対象扶養親族に」を「控除対象扶養親族又は特定親族に」に改め、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　租税特別措置法第四十一条の十五の五第一項（年齢二十三歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例）の規定の適用がある場合には、同項に規定する扶養親族の氏名、生年月日、当該扶養親族を有する居住者との続柄及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び当該扶養親族を有する居住者との続柄）

第四十七条の二第七項中「同項」を「同項各号列記以外の部分」に、「国外居住扶養親族」を「国外居住扶養親族等」に、「第十項まで」を「この項及び次項」に改め、同条第八項中「国外居住扶養親族」を「国外居住扶養親族等」に改め、同条第九項中「国外居住扶養親族に」を「同号に規定する国外居住扶養親族等（以下この項及び次項において「国外居住扶養親族等」という。）に」に、「国外居住扶養親族が」を「国外居住扶養親族等が」に改め、同条第十項中「国外居住扶養親族」を「国外居住扶養親族等」に改め、同条第十三項第八号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同条第十四項中「前二項」を「前三項」に改め、「書類」の下に「及び同条第六項の規定により確定申告書に添付することができる同項に規定する明細書」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　法第百二十条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　確定申告書に小規模企業共済等掛金控除に関する事項を記載する場合　当該申告書に記載した令第二百六十二条第一項第三号に規定する小規模企業共済等掛金の額

ロ　確定申告書に生命保険料控除に関する事項を記載する場合　当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる令第二百六十二条第一項第四号イからホまでに掲げる保険料の金額及び第一項各号に掲げる保険料の区分に応じ同項各号に定める事項

ハ　確定申告書に地震保険料控除に関する事項を記載する場合　当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる令第二百六十二条第一項第五号に規定する地震保険料の金額及び第二項に規定する事項

二　その他参考となるべき事項

第四十七条の三中「第百二十条第六項」を「第百二十条第八項」に改める。

第四十七条の四中「第百二十条第七項」を「第百二十条第九項」に改める。

第四十八条第一項第四号中「第二十三号」を「第二十四号」に改め、同条第二項中「第八十四条」を「第八十四条の二」に、「二まで」を「ホまで」に改め、「第二十一号まで」の下に「及び第二十四号」を加える。

第六十八条中「第百二十条第六項」を「第百二十条第八項」に改める。

第七十三条第一項第三号及び第四号中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改め、同項第五号中「又は第五項」を「から第六項まで」に、「又は扶養親族」を「若しくは法第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者（以下この号において「特別控除対象配偶者」という。）又は扶養親族若しくは法第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族（以下この号において「特定親族」という。）」に、「又は控除対象扶養親族」を「若しくは特別控除対象配偶者又は控除対象扶養親族」に、「がある」を「若しくは特定親族がある」に、「とする」を「若しくは特定親族とする」に改める。

第七十三条の二第二項第二号中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改める。

第七十四条第一項第三号中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改め、同項第四号中「扶養控除の額」を「源泉控除対象親族について控除を受ける扶養控除の額又は特定親族特別控除の額」に改める。

第七十四条の五第一項中「第百九十五条の三第一項第三号」を「第百九十五条の四第一項第三号」に改め、同項第一号及び同条第二項中「第百九十五条の三第一項」を「第百九十五条の四第一項」に改め、同条を第七十四条の七とし、第七十四条の四の次に次の二条を加える。

（給与所得者の特定親族特別控除申告書の記載事項）

第七十四条の五　法第百九十五条の三第一項第三号（給与所得者の特定親族特別控除申告書）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第百九十五条の三第一項の規定による申告書を提出する者（次号において「申告者」という。）の氏名及び住所

二　法第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族（次号において「特定親族」という。）の生年月日、住所及び申告者との続柄

三　特定親族の合計所得金額又はその見積額に応じ、法第八十四条の二の規定に準じて計算した特定親族特別控除の額に相当する金額及びその計算の基礎

四　その他参考となるべき事項

2　法第百九十五条の三第一項の規定による申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書に、当該給与等の支払者（個人を除く。）の法人番号を付記するものとする。